

野洲市景観計画(案)に寄せられたご意見と市の考え方

パブリックコメントと市民説明会でいただいたご意見の概要と市の考え方を、以下のとおりまとめました。

1. パブリックコメントの結果

- (1)意見募集期間 平成24年8月1日(水)～8月31日(金)
 (2)意見提出者数 1名(電子メール 1名)

※ご意見は項目ごとに整理しています。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	全般	<p>そもそも野洲市が景観で飯を食えるとはとても思えず、無理に景観を誘導する必要があるのかどうか疑問。</p> <p>景観とは結果的に自然に作られるもの、その土地の利用方法によってできるものであって、人工的に作るものではないはずである。</p> <p>例えば、亀山市の関宿にしても京都の町家にしても八幡堀にしても、昔からの営みでできたものであって、当時の為政者が「こうしろ」と指示しているものではないはずである。</p> <p>もちろん百年後に野洲の景観が観光地として素晴らしいものになっていけばいいわけだが、この計画を見る限りどこにでもあるものには見えな。</p>	<p>景観法の基本理念(第2条)において、4項で、景観を観光等において活用することにより地域の活性化に寄与させることが位置づけられております。しかし、野洲市では2項の「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであること」にかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用なされること、3項の「地域の固有の特性と密接に関連するものであること」にかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成を図ること」の方に重点をおいて景観行政を進める必要があると考えております。</p> <p>さらに、良好な景観形成の定義について、第5項に、「良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。」と規定されております。</p> <p>上記の基本理念に基づき、景観を考える委員会、アンケート、ワークショップ、地元懇談会、景観審議会等における議論を通じて、市民に景観への関心を持っていただき、野洲市景観計画(案)の作成に至ったものであります。</p>
2	中山道沿道の景観形成	<p>中山道沿道の景観形成では、「道路側の境界線からできるだけ多く後退すること」ではなく、「道路側の境界線に沿って建物を建てること」ではないか？</p>	<p>中山道の宿場では、大部分の建物が道路側の境界線に沿って建てられていますが、野洲市域内には宿場が置かれていなかったことから、中山道沿道の景観形成は、現状の街並みを踏まえ、野洲市の特性で</p>

		<p>パース図を見ている、これが昔をしのばせる中山道のイメージにはとても思えない。</p> <p>それこそ閑宿や京都の町家が道路から離れて建物があるとうなるか、想像できないか？</p> <p>時として樹木や空間が景観の邪魔になることを考えていただきたい。</p>	<p>ある身近に自然が感じられ、併せて、昔ながらのまち並みの面影も感じられる景観をめざし、敷地内における建築物の位置について、「道路敷側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること」とし、できるだけ多くの空間を確保し、樹木の植栽等を行うことで、良好な景観形成を図ることとしています。</p>
3	その他	<p>まずは土地利用計画ありきで、「野洲駅周辺は徹底して都市化を図る一方、それ以外の地域には高層建築は作らず、今ある水田や河川里山風景を破壊しない」、それで十分だと思う。</p>	<p>地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和した土地利用が行われるよう、適正な制限と地域住民の意向に基づく景観計画を定め、野洲市の特性に応じた景観まちづくりを進めていくことが必要であると考えています。</p>

⇒以上の市の考え方から、パブリックコメントによる、景観計画(案)の変更は行いません。

2. 市民説明会の結果

- (1)開催日時 平成24年8月11日(土) 午前10時～11時
 (2)会 場 市民活動支援センター ホール
 (3)参加者 1名

※ご意見は項目ごとに整理しています。

	項目	意見の概要	市の考え方
1	全般	良好な景観形成のためには、周辺景観との調和が大切。	良好な景観形成に向けての基本方針①に「自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全」を盛り込んでいます。また、重点地区及び一般地区の景観形成基準において、周辺景観との調和を掲げています。(景観計画 6 ページ参照)
2	野洲駅南地区	野洲駅南地区は、今後、様々な施策が計画されており、限られたスペースで、ゆとりのある空間が確保できるのか心配。緑化空間の確保が必要。	野洲駅南地区の景観形成の方向性で「ゆとりのある道路空間の合間に配置された緑によって身近に自然を感じる景観を形成します」としており(景観計画 11 ページ参照)、これを受けて、基準に、「原則として、建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退すること」とし、さらに、「敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること」としております。(景観計画 13 ページ参照)
3	整備	景観を創出する手法として、修景整備も必要。	野洲市景観形成方針「4. 実現に向けて」において、「野洲市独自の景観計画などの新たな制度の適正な運用とともに、地域の景観特性や実情を勘案しながら、これまで取組んできた制度(整備中心)も積極的に活用し、野洲市の景観まちづくりを総合的・一体的に推進していきます」としています。
4	その他	市民の参加が少ないのは残念。	景観まちづくりの市民啓発が重要課題であると考えています。

⇒以上の市の考え方から、景観計画(案)を変更する具体的事項は認められませんでした。